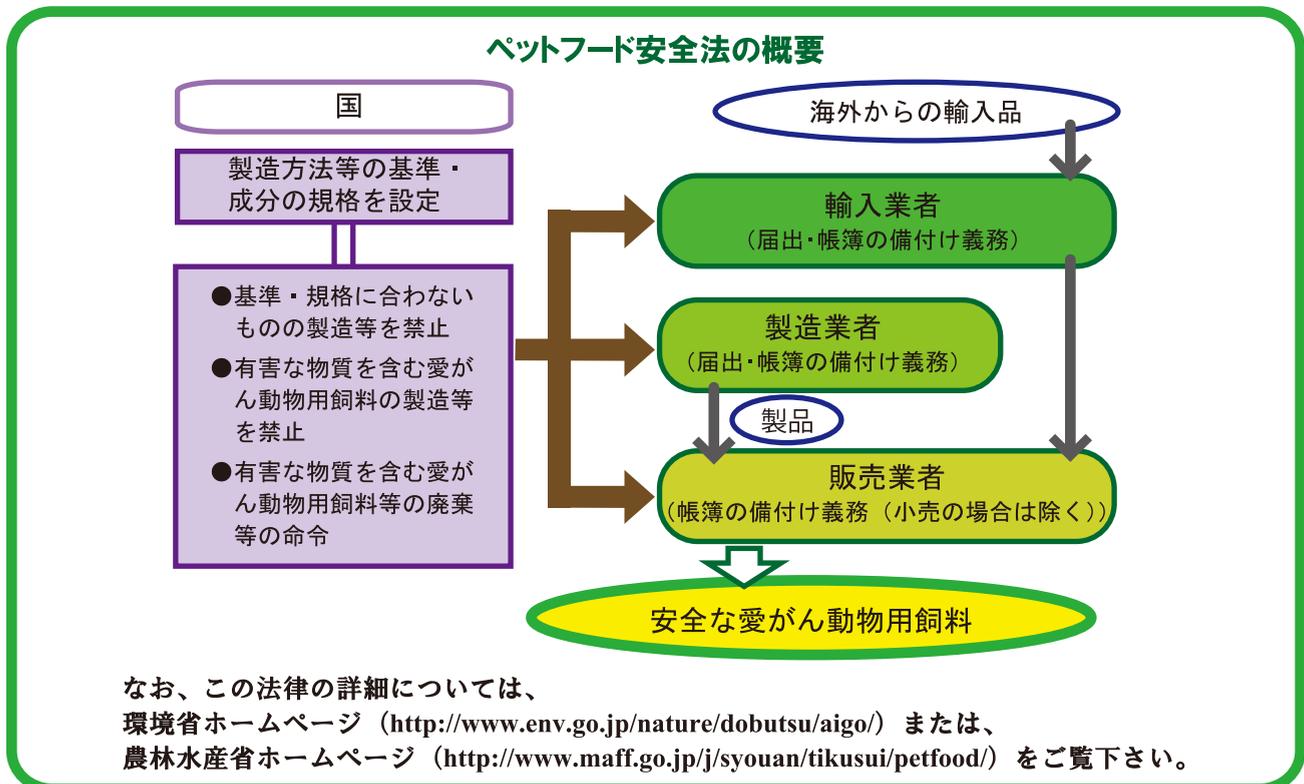


はじめに

2008年6月、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードを規制する「愛がん動物用飼料の安全性を確保する法律（ペットフード安全法）」が成立し、2009年6月1日から施行されました。

この法律は、ペットフードの製造の方法や表示についての規格、成分についての規格を定め、これに合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止するものです。ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者は、定められた基準や規格を守る責任が生じます。



しかしながら、ペットフード安全法の規制だけで、食べ物によるペットの健康被害を防げるわけではありません。ペットの健康と安全を守るためには、フードを与える飼い主自身が、ペットの生態や必要な栄養素、食べ物などについて理解し、適切な給餌を行うことが大切です。飼い主の責任は、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」においても、次のように規定されています。

動物の飼い主の責任（動物愛護管理法第7条）

- ・動物の種類や習性などに応じて適正に飼い、動物の健康と安全を守るよう努めること。
- ・動物が人に危害を加えたり迷惑を及ぼすことが無いよう努めること。
- ・感染症などの病気の知識を持って、予防に注意するよう努めること。
- ・自分が所有していることを明らかにするために、標識をつけるよう努めること。

このガイドラインは、犬と猫を対象として、ペットフードの選び方や与え方、日頃の健康管理などについて紹介し、飼い主の方々の理解と適切な飼養を支援することを目的として作成しました。